入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年6月3日

支出負担行為担当官

九州農政局長　金丸　康夫

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　沖永良部農業水利事業地下ダム止水壁（２－２工区）建設工事

⑶　工事場所　鹿児島県大島郡知名町大字余多地内。

⑷　工事内容　本工事は、沖永良部土地改良事業計画に基づき、地下ダム止水壁工事の施工を行うものである。止水壁工　１式、仮設工　１式。

⑸　工期　平成31年２月26日まで。

⑹　使用する主要な資機材　生コンクリート　１式、高炉セメント　１式、調整スラグ　１式、フライアッシュ　１式、ベントナイト　１式。

⑺　下記内容の対象工事である。

①　提出された技術資料に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式、総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

②　契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。但し、契約後ＶＥは入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。

③　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

④　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間の九州農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出・受領に関わる確認及び入札を原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、従来の紙入札方式による承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。

⑦　入札説明書等を電子入札方式からダウンロードする適用工事である。なお、電子入札方式からダウンロードできない状況にある者は、下記４の⑵のとおり配布する。

⑧　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　九州農政局における「土木一式工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　九州農政局における「土木一式工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が、1,250点以上であること。（上記２の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑹　施工実績

①　平成13年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上のものに限る。

②　同種工事とは、企業：原位置撹拌工法による止水壁、土留壁等の柱列式地下連続壁工事とする。技術者：原位置撹拌工法による止水壁、土留壁等の柱列式地下連続壁工事とする。工事規模は、いずれも掘削深度40m以上とする。また、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成13年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記２の⑹に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。ただし、同種工事の施工実績として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６ヶ月以上の従事期間の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、同種工事の経験を有している１人の監理（主任）技術者で足りる。

⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

①　資本関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア　親会社と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合